

## 印旛利根川水防事務組合職員の給与の特例に関する条例

平成27年 3月20日条例第1号

平成27年4月1日における印旛利根川水防事務組合職員の給与に関する条例（昭和56年印旛利根川水防事務組合条例第1号）第2条の規定により準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年栄町条例第12号）第4条第5項（印旛利根川水防事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年印旛利根川水防事務組合条例第5号）第2条の規定により準用する栄町職員の育児休業等に関する条例（平成4年栄町条例第2号）第14条及び第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則（平成27年3月20日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。